

各党協議を踏まえた対応（案）

令和元年五月九日

1. 以下の2条項を追加

（市町村における合議制の機関）

第〇条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（制度の周知）

第〇条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

2. 委員会決議案

被災者支援制度に関する件（案）

政府は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、災害が頻発、激甚化する状況の中、被災者の速やかな生活再建を図るため、さらなる充実が図られるよう検討を加え、必要な措置を講じること。

3. 市町村による災害関連死の認定が適切に行われるよう、災害関連死の事例収集・公表を政府に求める。